

児童虐待とは

児童虐待相談・通告受理後の対応

①受理会議

初期調査対応方針を協議し決定

②初期対応

原則48時間以内の安否確認, 児童・保護者に関する関係機関からの情報収集, 安全確保を優先した緊急一時保護の必要性の有無の判断

③虐待判定会議

初期調査に基づき虐待の有無, 重症度等の認定, 今後の対応方針の決定。

児童虐待とは

初期対応後の処遇状況

- 虐待ケースの殆どが在宅ケース。
- <京都市の令和元年度の状況>
 - 相談通告受付数 2,693件(100%)
 - 虐待認定数 2,051件(76.2%)
 - 施設等入所数 16件(1.2%:認定数に対して)
 - 在宅ケース数 1,312件(98.8%:認定数に対して)

通告は、緊急保護を優先しないといけない重篤なものから、近隣からの泣き声通告や警察からの児童の面前若しくは非面前でのDV通告等多岐に渡る

一時保護とは

- 児童福祉法33条において児童相談所長が必要に応じて実施できると規定。(ただし、**2か月の範囲内**で)
- 児童の**生命・身体の安全を確保するために緊急の必要**があるときは**親権者等の意に反しても**できる。
- しかし、保護する場合、子どもや保護者に対して保護理由の説明と理解、協力を得るよう努力することが**今後の対応に大きく影響**するため、**丁寧に実施**しなければならない。
- 一時保護は行政処分に該当するため親権者等は不服申し立てを行うことができる(自治体の首長に対し)
- 児童相談所という**行政機関に児童の保護権限を持たせているのは、世界的にも稀**。通常は裁判所の許可を得て、児童を保護する部門と、その後の家族再統合に向けた支援部門は別れているが、日本では全て児童相談所が担っている。

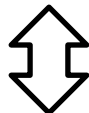
一時保護の課題

- ・児童相談所長の判断で一時保護できるのは2か月まで(2か月を超過する場合は、家庭裁判所の承認が必要、その後も2か月毎に同様の承認手続が必要)
- ・施設入所についても、親権者の同意が得られない場合、家庭裁判所の審判が必要
- ・刑事事件の場合は加害者側を拘束するが、一時保護の場合は被害者側(児童)を保護(拘束)するため、保護される児童の負担が大きい。(学校に行けないことをはじめ行動を制限されること、なじみのない環境で集団生活を強いられる等々)
- ・刑事事件の場合、事後(事件発生後)、証拠を集めたうえで、家庭裁判所の承認の元、逮捕状が発行されて初めて逮捕されるが、虐待事案の場合、報道等では、事前(事件発生前)に、児童相談所の責任で一時保護の実施を求められる。

関係機関の児童虐待の早期発見について

児童虐待防止法第5条第1項

学校，児童福祉施設，病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員，児童福祉施設の職員，医師，保健師，弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は，児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し，**児童虐待の早期発見に努めなければならない。**



同法第7条第1項

市町村，都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては，当該通告を受けた市町村，都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長，所員その他職員及び当該通告を仲介した児童委員は，その職務上知りえた事項であって**当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。**



通告



地域や
関係機関
にて
**疑い・
発見**

?



もしかして
虐待？
相談して
みよう。

相談

民生・
児童委員、主任児童
委員



子ども
はぐく
み室

通告

警察署

24時間対応

通告

京都市児童
相談所
こども虐待
SOS専用
電話

24時間対応



通告

通報

連絡・送致

調査



発見から支援へ

できるだけ多くの目で見守り，支援をしましょう。

「子どもの安全が守れているか」の視点で。

子どもはぐくみ室

保育所・保育園

民生・児童委員，主任児童委員

こども園・幼稚園

住民の方々

医療機関

学校・教育委員会

警察

児童館・学童保育所

弁護士会

里親・児童福祉施設等

各民間団体

児童相談所

子どもにかかわる機関

